

入札説明書

1 一般競争入札参加資格確認申請書等の作成

一般競争入札に参加することを希望する者は、「入札公告」に記載するところに従い、以下に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を、財政課へ1部提出すること。（郵送可とする。）

（控えが必要な場合、申請書（様式1）のみ2部提出すること。受付後、返却する。）

また、郵送での提出で控えが必要な場合は、上記に加え、84円切手を貼った返信用封筒を同封すること。）

※郵送で提出する場合は、郵便物の不達防止のため、配達の様子が記録される簡易書留などでお出し下さい。なお、市役所へ配達されるまでの間に起きた事故等により期限内に申請書が届かない場合は、申請者の責任とし、対馬市は一切の責任を負いません。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

問い合わせ先は、提出した入札参加資格確認申請書等の内容について応答ができる者の氏名、電話番号、FAX番号を記載すること。

(2) 施工実績調書（様式2） ※公告により施工実績を求めた場合のみ提出すること。

(ア) 入札公告に記載した「入札参加条件」の「会社の施工実績」に掲げる条件を満たす施工実績のうち、代表的な工事を記載すること（2件まで記載できる）。

(イ) 施工実績の確認資料として、次のとおり添付すること。

- 財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されているデータ（以下「竣工時カルテ」という。）の写し。
- 竣工時カルテの写しを添付することができない場合には、実績証明書又は契約書の写しを添付すること。
- 上記のいずれの場合であっても、記載された施工実績が「入札参加条件」を満たしていることを確認できるものでなければならない。
- これらの資料で確認できない場合は、さらに契約書の設計書、設計図又は仕様書等（以下「設計図等」という。）を添付すること。
- 会社の施工実績が共同企業体によるものである場合には、申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資比率が確認できる資料を添付すること。（竣工時カルテの写し、実績証明書又は契約書の写し等）

(3) 配置予定技術者調書（様式3）

(ア) 入札公告に記載した「入札参加条件」の配置予定技術者の資格等に該当する技術者を記載すること。

ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の場合は専任が義務づけられます。また、契約後に下請代金が4,500万円（建築一式工事にあっては7,000万円）以上になる場合は、監理技術者を配置予定技術者として申込むこと。主任技術者としている場合は、当該金額以上の下請契約はできないので注意すること。

(イ) 同一技術者をもって複数の入札申込みは認めるが、当該配置予定技術者で申込みをした入札案件を落札した場合には、その他の入札案件について入札辞退届を提出すること。

ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）で専任を義務づけていない案件についてはこの限りでない。

また、配置予定技術者は1工事につき3人以内とすること。

(ウ) 落札した場合は、配置予定技術者を本件工事の着工から完成まで（工期が延長された場合は変更後の工期まで。）配置すること。ただし、病気、退社等本市がやむを得ない理由があると認める場合にはこの限りでない（場合によっては、事情聴取を行う。）。また、その場合、配置される技術者については、他の一般競争入札に係る配置予定技術者として入札申込みを行っていないこと（ただし、落札した請負金額が建設業法（昭和24年法律第100号）で専任の義務がないもの、入札参加資格がないと確認されたもの及び入札が終了したものを除く。）。

(エ) 配置予定技術者の資格等の確認資料として、次のとおり添付すること。

- 監理技術者資格者証の写し（表・裏両面の写しとし、所属会社名が申請者となっているもの）を添付すること。有効期限が過ぎているものは受理できないので、注意すること。
- 技術検定合格証明書の写しの場合にあっては、所属会社と直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上の雇用関係）を確認できるものを添付すること。
（雇用確認例） ・ 監理技術者資格者証の写し

- ・健康保険被保険者証の写し
- ・事業者別被保険者台帳の写し（発行日が申請日を基準として1カ月以内のもの）

※上記確認書類によりがたい場合は出勤簿、給与台帳等の写し（社会保険等の加入不可、適用除外等の理由の場合）

注：申請する工事の提出期限日までに3カ月以上の雇用関係のない者、営業所の専任技術者及び経營業務の管理責任者は技術者になれない。

*ただし、事業主の都合（業者の倒産等）により退職された技術者を雇用し、配置予定技術者として申請する場合は、別紙恒常的雇用関係免除申立書を提出すること。

(4) その他必要な書類

- (ア) 令和6年度建設工事入札参加資格格付決定通知書の写しを添付すること。
- (イ) 直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しを添付すること。
※経営事項審査の有効期間が審査基準日から1年7カ月と定められていますので、有効期間が切れていないか注意して下さい。有効期限が切れた場合、公共工事を請け負うことができません。
- (ウ) 一般競争入札参加資格確認通知用の封筒（送付先を記入し、244円分の切手を貼ったもの）を添付すること。
- (エ) 本市にある支店等が申請する場合は、支店等に係る準市内業者認定通知書の写しを添付すること。

2 設計図書の閲覧等

(1) 設計図書閲覧等

設計図書は、入札公告に記載した期間中、「設計縦覧CDの配布について」（本市ホームページに掲載）に記載してある場所において閲覧設計縦覧CDの配布（有料）を受けることができる。

（ただし入札に参加する場合は、必ず設計縦覧CDを購入すること）

(2) 設計図等に対する質問等

設計図等に対する質問等は、入札公告に記載した期限までに、所定の書面（質問書）により、工事担当課へ提出すること。また、質問に対する回答書は、工事担当課において閲覧に供するとともに、対馬市ホームページに掲載する。

(3) 予定価格の公表

落札者決定後に公表する。

3 入札参加資格の確認及び通知

申請書を提出した者については、入札参加資格の有無を確認した結果を入札公告に記載した日までに、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

4 入札の中止

令和5年4月1日から、建設工事の入札については、一般競争及び指名競争入札を問わず、入札参加者が1者でも入札を実施する。

ただし、一般競争入札に参加する者が3者以下のときは、当該入札を中止する場合があります、その場合は、入札公告に記載する。

5 入札日時・方法

(1) 日時及び場所

入札公告に記載したとおり

ただし、日時及び場所は都合により変更する場合がありますので、一般競争入札参加資格確認通知書にて確認すること。

(2) 方法

令和5年4月1日以降の入札より、入札回数を2回としたため、入札時に入札書（2枚以上）及び見積書（1枚以上）、さらに工事費内訳書を持参すること。郵送又は電送による入札は認めない。

工事費内訳書の記載項目（費目・工種等）については、工事別に設計縦覧CD内に「入札用工

工事費内訳書ファイル」を添付するので必ず確認すること。工事費内訳書は1回目入札のみ提出することとし、2回目入札（再度入札）には提出は不要とする。
入札会場には、一般競争入札参加資格確認通知書を持参すること。

(3) 入札の辞退

入札を辞退するときは、入札執行前にあっては、入札辞退届を入札日の前日までに財政課に提出（持参又は郵送）すること。又、入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出すること。

6 落札者の決定

(1) 開札後、工事ごとに定める予定価格の範囲内で最低の価格で入札を行ったものを落札候補者とし、工事費内訳書の審査後、落札を決定するものとする。

なお、1回目入札で不落の場合は、直ちに2回目入札を実施するが、1回目入札に参加した全ての者の、2回目入札への参加を認める。

また、2回目入札で予定価格の範囲内で、最低価格で入札を行ったものを落札候補者とし、工事費内訳書の提出は求めず、1回目入札に提出された工事費内訳書を審査後、落札と決定するものとする。

さらに、2回目入札でも不落の場合、随意契約により落札者を決定する場合がある。

ただし、対馬市低入札価格調査制度要綱を適用する場合は、この限りではない。

(2) 予定価格の範囲内で最低の価格で入札を行った者が2人以上あるときは、クジにより落札候補者を決定し、工事費内訳書を審査後、落札を決定するものとする。

(3) 開札後、最低で入札された価格が対馬市低入札価格調査制度要綱第7条第2項に定める低入札価格調査の範囲となる場合は、落札者の決定を保留する。

(4) 開札後、入札された価格が対馬市低入札価格調査制度要綱第5条第2項に規定する低入札価格調査判断価格を下回った場合は、落札者とししないものとする。

なお、低入札価格調査判断価格は、低入札価格判断基礎価格に、入札参加者のクジにより抽選された率(小数点以下第1位と第2位を抽選)を乗じて設定されます。(低入札価格調査判断基礎価格×抽選された率100.00～100.99の範囲)

(5) 開札後、入札された価格が対馬市建設工事最低制限価格制度要綱に規定する最低制限価格を下回った場合は、落札者とししないものとする。

なお、最低制限価格は、最低制限基礎価格に、入札参加者のクジにより抽選された率(小数点以下第1位と第2位を抽選)を乗じて設定されます。(最低制限基礎価格×抽選された率100.00～100.99の範囲)

(6) 入札金額が低入札価格調査判断価格及び最低制限価格を下回り、低入札価格調査判断基礎価格及び最低制限基礎価格以上である場合は、対馬市低入札価格調査制度要綱第13条第1項及び第2項並びに対馬市建設工事最低制限価格制度要綱第11条により、抽選する率を再度決定する。

(7) 前各号に係らず、対馬市建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領における入札においては、総合評価落札方式による落札者の決定方法による。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金
免除する。

(2) 契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額とする。ただし、対馬市低入札価格調査制度要綱第10条により落札者が決定した場合は、100分の30以上の金額とする。

(3) 契約保証金の免除
対馬市契約規則（平成16年対馬市規則第108号。以下「契約規則」という。）第27条各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。また、第28条各号に掲げる場合において

ては、契約保証金の全部を納めないことができる。

8 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札書及び工事費内訳書
入札時に、入札書に工事費内訳書を添付して入札用封筒に入れて提出すること。
なお、1回目入札で落札者がなく、直ちに2回目の入札（再度入札）を行う場合、2回目の入札（再度入札）については、工事費内訳書の提出は不要とする。
- (3) 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札の回数
入札は2回とする。
 - ・ただし、2回目の入札で落札者が決定しない場合は、予定価格に市の内規で定める一定の率を乗じた範囲内に入札者がある場合、その入札者の中で最低入札価格者から1回のみ見積徴取を行う場合がある。
 - ・また、1回目入札で落札者が決定しない場合、直ちにその場で2回目入札を実施するが、1回目入札に参加した全ての者の、2回目の入札への参加を認める。
- (5) その他入札の注意事項
入札に参加する場合は、「入札の注意事項」（対馬市のホームページに掲載）を参照し、記載事項を守ること。

9 本件工事の施工内容に関する問い合わせ先

入札公告に記載した工事担当課。

10 本件工事の入札手続等に関する問い合わせ先

入札公告に記載した契約担当課。

11 その他

- (1) 申込書等の作成等に要する費用は申請者の負担とする。
- (2) 提出した申請書等に虚偽の記載をした者は、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 対馬市のホームページのURLは、(<http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/index.html>)である。
- (4) 公告及び本説明書に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、対馬市契約規則（平成16年規則第108号）、対馬市建設工事執行規則（平成16年規則第107号）、対馬市低入札価格調査制度要綱、対馬市建設工事最低制限価格制度要綱（平成29年告示第153号）、対馬市工事費内訳書取扱要綱及び対馬市競争入札の設計に関する疑義の取扱要綱の定めるところによる。